平成２８年（フ）第１８６号
釧路市春採５丁目11番５号　後藤マンション203号
債務者　北川　舞子（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第３１号
群馬県利根郡片品村大字鎌田3952番地43
債務者　吉野　大輔（旧姓田中・堀口）
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２８年（フ）第２３６号
群馬県高崎市飯塚町461－３　レオネクストガブリエル203、住民票上の住所茨城県ひたちなか市大字中根888番地１　メディオマンションＢ202号
債務者　桂川　資文
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１４９５号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地２－19－102
債務者　小熊　芳江
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４９７号
埼玉県桶川市末広１丁目２番43号
債務者　深井　三雄
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４９８号
埼玉県桶川市末広１丁目２番43号
債務者　深井　順子
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５１６号
埼玉県朝霞市根岸台７丁目６番17号　東流山ハウス202
債務者　水沼美穂子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５３８号
埼玉県川口市戸塚鋏町８番９号　ハサミハイツ203号、旧住所埼玉県川口市戸塚南３丁目８番36号　ガーデンヒルⅢ　101号室
債務者　沢　健太郎
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５５９号
埼玉県戸田市氷川町２丁目１番15号　グロウイング202号室
債務者　小出　清二
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５９９号
埼玉県富士見市水谷東２丁目46番３号
債務者　鈴木　珠美
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６５号
岐阜県瑞浪市寺河戸町1195番地の３
債務者　神農沙代子
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第３７９号
静岡県田方郡函南町平井1371番地の23
債務者　冨田　幸子
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３８１号
静岡県駿東郡清水町徳倉912番地の１　セントラルハイツＢ302
債務者　戸藤　舞子
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３９４号
静岡県裾野市呼子３丁目５番１号
債務者　青木　　洋
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第５４号
京都府与謝郡与謝野町字弓木976番地
債務者　澤田　成美
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２８年（フ）第６５５号
北九州市八幡西区青山２丁目７番14―210号
債務者　丸野　孝行
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６５６号
北九州市八幡西区青山２丁目７番14―210号
債務者　丸野　愛子
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部